

大きく2項目にわたり、一般質問いたします。

1項目めに、箕面市の障害福祉施策についてうかがいます。

1-①

1点目に箕面市障害者市民施策推進協議会（以下障推協と述べます）について伺います。この協議会は、障害者市民の福祉に関する調査研究や施策推進について話し合われており、市の要綱で定められています。

昨年度、今年度と新型コロナウイルスの下での協議会、開催状況はどのようになっているのでしょうか。例年との比較についても教えてください。

また「書面開催」とは、どのように実施されるのか、議案説明や、各委員の質疑や意見の共有方法、協議方法についても説明をお願いします。

また国はICTの活用を推奨しており、市もさまざまな施策に取り入れているところです。コロナを経験した私たちが、ときと場合によっては、ICTを効果的に活用しながら円滑な会議が行えるように工夫すべきであると考えますが、市はどのように検討されているのでしょうか。

【答弁 1-①】

ただいまの中西議員さんのご質問に対しまして、ご答弁いたします。

「箕面市障害者市民施策推進協議会の開催状況」についてですが、おおむね2カ月に1回の開催をしていますが、緊急事態宣言の発出に伴い、昨年度は、5月及び1月の開催を中止したため、計4回、対面で実施しました。今年度は現時点までに、5月及び9月に書面で、7月に対面で実施しています。その他、4月及び6月に臨時で開催する案件があり、書面で実施しています。

次に、「書面開催の実施方法」についてですが、協議会の構成員には、事前に案件資料を送付し、1～2週間程度の締め切り日を設定して案件に対する質問や意見を書面で提出いただき、それらに対する回答を市でまとめた後、全ての構成員に送付

するとともに、市ホームページで公表しています。

次に、「ICTの活用」についてですが、この間の対面での協議会の開催にあたっては、リモートでの参加もご案内しており、希望される構成員に活用いただいております。

なお、協議会をオンラインのみで実施する際には、手話通訳または要約筆記が必要な構成員に通信の不具合等の不便が生じた場合など、円滑に情報保障ができる仕組みが必要となるため、現在、整理、検討しているところです。

以上でございます。

書面開催では双方向での話合いや全員での協議が難しいという側面がありますので、書面開催だけでなくオンラインでの円滑な協議についても実現するように願います。

1-②

この間の障推協での主な案件や議論について、説明を求めます。

「障害者グループホーム補助金」についてですが、コロナ下により、関係者へのヒアリングが遅れながらも、利用者の生活実態調査や事業者アンケートが行われました。アンケート方法や集計方法については利用者からの指摘等ありましたが、その件についての概要と市の受け止めについて説明をお願いします。

施設借上げ費補助の1年延期期間が今年度までとなっていますが、市は今年7月21日に開催された第2回の障推協において「秋ごろに見直し案を示したい」と説明していました。具体的にいつ頃になるのでしょうか。10月現在で、まだ市のたたき台が提案されていません。来年度の予算編成まで、あまり時間がなく、仮に、年内に提案されたとしても、障害者団体をはじめ関係者や議会が十分な協議を行うには厳しい状況です。来年度にも延長を行うべきであると考えますが、いかがでしょうか。市の見解を求めます。

【答弁 1-②】

「アンケートに対する指摘の概要等」について、ご答弁いたします。

障害者グループホーム補助金の見直しを行うための基礎資料を得るため、令和3年1月に、市が支給決定をしているグループホーム利用者が入居する39事業所のグループホーム事業所に対して、家賃等の実費に関する調査及び高齢化・重度化への対応についての課題など、グループホーム運営に関するアンケートを実施しました。

あわせて、市が支給決定をしている146名のグループホーム利用者に対して、グループホーム利用者の収支等、また、医療的ケアを受けている場合の具体的な支援内容、入居するグループホームを選択した理由などの生活実態調査を実施しました。このうち、利用者の生活実態調査については、利用者が入居されているグループホーム事業所に対し、利用者への調査票をお渡しいただくことと、これを回収し、とりまとめた上で市への送付をお願いしていました。依頼の際に、調査票については、回答内容を見えにくくするよう配慮をしていたものの、個別に封筒に入れて市へ提出していただくお願いはしていませんでした。

市からの依頼後、事業所からアンケート調査の回答依頼を受けた利用者のご家族から、回答内容に収入状況等が含まれているにも関わらず、事業所職員が確認できるような状態となっており、ご家族への説明が不十分なままアンケート調査を実施した点について、ご指摘を受けたものです。

「本件に対する市の受け止め」についてですが、調査票の提出方法に関し、個人情報への配慮が不足していたものと認識しています。また、各事業所に対して、ご家族への具体的な説明方法等についてもお示しせず調査を依頼しており、これらの方法については、個人情報への配慮が不足し適切でなかったと認識しています。

ご指摘を真摯に受け止め、令和3年2月には、改めて利用者個人あての住所に送付を行い、個別に回答していただく方法で、再調査を実施したところです。

今後は、このようなことが起きないように再発防止に努めてまいります。

次に、「施設借上費補助の見直し」についてですが、本年7月21日に開催した障害者市民施策推進協議会のほか、障害者団体2団体と利用者の生活実態調査結果等の報告及び補助金の見直しに関する意見交換を実施しました。

意見交換については、緊急事態宣言とも重なり、当初予定していた5月から2ヵ月遅れての意見交換の実施となりました。

現在、意見交換の結果を踏まえ、再延長も含め、既に庁内での検討を始めていると

ころであり、方針が決まり次第、障害者市民施策推進協議会にてご説明したいと考えています。

以上でございます。

再延長も含め、検討されているとのことなので、承知しました。是非、丁寧に進めていただくようお願いいたします。

1-③

(仮称)ワークセンター小野原について、現在詳細設計が進められていますが、団体から要望のあった件について伺います。車椅子用のスロープや駐車場スペース、トイレの数、廊下やドアの幅、全ての障害特性に応じたエレベーターの機能、災害対策等々、懸案になっていた件はどのように対応されるのでしょうか。

ワーク小野原の整備が1年延期になったことで、あかつき園の建替えについても気にかかるところです。市は、あかつき園の建替えを並行して進める件について、どのような方針なのでしょうか。

また緊急ショートステイの市内整備について、あかつき園の建替え時に整備される地域生活拠点とあわせて検討されることになっていました。この件についても、もう7ヶ月も経ちましたので、どのように検討されたのか進捗状況をお示しく下さい。

【答弁 1-③】

「(仮称)ワークセンター小野原の設計で懸案になっていた件」について、ご答弁いたします。

「」現在、これまでにいただいた意見等も踏まえながら検討しているところで、今後、事業の進捗に応じて、適切なタイミングで説明する予定です。

次に、「あかつき園の建て替え方針」についてですが、あかつき園は、築40年を超え、老朽化に伴う再整備は従来からの課題であり、当事者団体や、あかつき園の

利用者やご家族からの要望も伺っています。なお、建て替えにあたっては、利用者の代替施設の確保が必要であることから、(仮称)ワークセンター小野原の進捗を見据えつつ、その他の代替手段の検討なども含めて、整備時期、規模等の検討を進めてまいります。

次に、「緊急ショートの整備検討状況」についてですが、緊急時の受入場所の確保は重要であると認識しており、この間、普段の利用がなくても緊急利用の相談に応じてくれる事業所の確保に努めています。引き続き、整備主体も含めて、瀬川のあかつき園の建て替え時に合わせて、方針をお示しできるよう検討を進めていきます。

以上でございます。

あかつき園の整備も、喫緊の課題である緊急ショートの件も併せて、お願いいたします。

ワーク小野原について、具体的にご答弁いただけませんでしたでしたが、詳細設計が進んでいるということなので、かなり内容は固まってきたと思います。当事者団体さんの要望は、利用にあたっての理にかなった内容ばかりですので、この件も反映されますよう、要望いたします。

1-④

次に、専門部会においても協議されてきた手話言語条例、コミュニケーション条例について伺います。

第1回定例会においても、進捗について質疑させていただきましたが、その後7ヶ月が経過しました。現在の協議状況について説明をお願いします。

<答弁(1)-④>

「手話言語条例等の進捗状況」について、ご答弁いたします。

平成28年度に箕面市障害者市民施策推進協議会で部会を立ちあげ、「手話言語条例」「コミュニケーション手段の利用促進条例」の2条例を1本にした条例案を検

討したところ、平成29年度に実施したパブリックコメントにおいてさまざまなご意見をいただいたため、多くの方が納得できる条例制定をめざすために、平成30年度以降は条例部会の部会員において主体的に議論を行っていただきながら、検討を進めているところです。

この間、条例を1本にするか、2本に分けるかなど、他の自治体の事例などを研究しながら議論が積み重ねられましたが、令和2年11月に開催した部会で「2本に分けた場合を検討する」こととなりました。現在、2本の条例案を整理中であり、整理ができ次第、条例部会で引き続き議論を進めていただく予定です。

以上でございます。

7ヶ月が経っても、未だ整理中とのこと、やはり人が不足しているのかもしれないと想像します。執行部のみなさんの心に留めていただければと思います。

1-⑤

関連でお伺いします。

今年の、2021年7月にスタートした電話リレーサービスについての質問です。

これは、聴覚障害や加齢などにより、聴覚や発話に困難がある人を、通訳オペレーターが手話または文字と、音声とを通訳することで双方をリアルタイムでつなぐサービスです。法令に基づき、電話リレーサービスの提供を確保するために必要な費用について、固定電話・携帯電話・IP電話等のサービスを提供している電話提供事業者が電話番号数に応じて負担することが義務付けられており、電話リレーサービス支援機関を通じて電話リレーサービス提供機関に交付金として交付する仕組みとなっています。

明石市では、2018年から日本財団が提供している聴覚障害者向け電話リレーサービスを利用した、手話対応型公衆電話ボックス「手話フォン」を国内の自治体初で設置し、注目を集めていました。

市はこの公共インフラの活用や周知に向けて、当事者への情報提供だけでなく、普及に向けて、すべての市民がこの制度を理解するために市の広報紙やホーム

ページ他への広報・案内等をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。市の考えをお伺いします。

【答弁 1-⑤】

「電話リレーサービス」について、ご答弁いたします。

本年7月1日からの電話リレーサービスの提供開始に向け、6月に庁内職員に対し、サービスの概要や適切な対応について周知を行い、9月には国から配布されたポスターを最も来客の多い本館1階に掲示しています。また、7月以降、当事者団体を通じて周知するとともに、本市が行っている手話通訳または要約筆記の派遣事業を利用されている方には、機会を捉えて個別にご案内しています。

「電話リレーサービス」の利用シーンとしては、病院や警察などへの緊急通報だけでなく、お店の予約や家族、友人との連絡など、お互いにやりとりをする場面が想定されており、市ホームページなどにより、実際にサービスが必要なただだけでなく、病院やお店など相手側となる方へも周知に努めてまいります。

以上でございます。

ありがとうございます。相手側となる方へも周知に努めてくださるとのこと、承知いたしました。よろしく願いいたします。

2-①

2点目に障害者福祉サービスの支給決定についてお訪ねします。

この第3回定例会の民生常任委員会においても質疑をおこないましたが、とりわけ、障害者総合支援法のサービスを受給していた人が、65歳になると、原則として介護保険制度に移行しなさいといわれており、いわゆる「65歳の壁」と呼ばれています。

このいわゆる総合支援法と介護保険との「併給問題」について、先ほどの民生常任委員会でも質疑させていただきましたが、議論をもう一步進めたいと考え、質問いたします。

国は2015年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法

律」(総合支援法という)に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について、において、2007年の「適用関係通知」を緩和させる見解を自治体に示しました。

それは2007年の通知内容が、障害者の個々の実態に即したものになっていないという声を踏まえて、各市町村における具体的な運用等についての実態調査を実施したうえでの、国の判断でした。

具体的な留意事項として、障害福祉サービス利用者等に対する介護保険制度との併給が可能な旨の案内について、次のような内容が記されています。

個別のケースに応じて、聴き取り等による利用意向を把握したうえで、適切な判断・運用を改めて市町村に願います。

具体的な運用については、「市町村が当該介護保険給付費等を支給する場合の基準を設けている場合であっても、一律に判断するのではなく、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費を支給するなど、適切な運用に努められたい。」とあります。

箕面市は、2015年から今日に至るまで、併給問題について、どのように検討されてきたのでしょうか。以上、ご答弁をお願いします。

【答弁 2-①】

「障害福祉サービスと介護保険との併給についての検討状況」について、ご答弁いたします。

平成27年の厚労省の事務連絡は、平成19年の「適用関係通知」を緩和させるものではなく、具体的な運用についての留意事項がされたものです。

本市では、平成19年の国の通知は技術的助言であり、従来の運用を引き続き行うこととしており、留意事項通知が出された平成27年以降も、財政面への影響などを考慮しながら運用し、特に居宅介護サービスについては、従来からの市の基準に該当するかを「介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合」に相当するものとして支給決定しています。

以上でございます。

2000年の地方分権一括法が制定され、国と地方は対等になりましたので、命令ではなく「技術的助言」となっているのは周知のところ です。

技術的助言とは、地方自治法第245条の4第1項等の規定に基づき、地方公共団体の事務に関し、地方公共団体に対する助言として、客観的に妥当性のある行為を行い又は措置を実施するように促したり、又はそれを実施するために必要な事項を示したりする通知を発することができるものとされているもの。とされています。

箕面市が独自に上乘せ・横出しのサービスを行うならまだしも、一定の妥当性のあるサービス支給を躊躇するというのは、いかがなものでしょうか。新改革プランを策定する際には、市長さんには福祉は削減しない、とおっしゃっていただきました。

市が地方自治を貫くという姿勢は素晴らしいのですが、

2-2

この件に関しては、国の通知に沿った対応を行うべきであり、とりわけ今年度からは、市独自の基準で「市のルールですから」とこれまである程度認めてきた併給の運用が認められないという支給決定が行われている、との現場の声があります。

先の委員会での質疑において、市は、介護保険制度に移行する以前に総合支援法によるサービスを受けていた人と、65歳以降にサービスが必要になった人に言及されていました。

そこで確認ですが、前者の場合は、引き続き併給が可能であると考えてよいのでしょうか。

【答弁 2-②】

「介護保険併給が可能であるか」について、ご答弁いたします。

居宅介護サービスでの障害福祉サービスと介護保険との併給については、介護保険制度移行前に障害福祉サービスを受けていたかたであっても、65歳以降にサービスが必要になったかたであっても、基本的に要件に違いはありません。

ただし、障害福祉サービスを利用されていたかたが、介護保険サービスに移行される場合においては、まずは移行した介護保険サービスの利用が原則であり、介護保険サービスの調整をしっかりと行っていただいたうえで、生活が激変することがな

いよう障害特有の個別事情を踏まえた対応をするものです。

以上でございます。

65歳以前に障害福祉サービスを受けていた人も、65歳以降にサービスが必要になった人も、基本的に個々の状態や状況に応じて対応する、ということで確認させていただきました。

2-③

また2015年通知には「介護保険法の規定による保険給付が優先されることが、あたかも介護保険のみの利用に制限されるという誤解を障害福祉サービス利用者に与えることのないよう、適用関係通知については介護給付費等の支給が可能な旨、利用者及び関係者へ適切に案内を行うこと」とあります。

市はどのように案内されているのでしょうか。

サービス支給決定の基準や運用等について、分かりやすく、市ホームページなどに掲載したらよいと考えますが、いかがでしょうか。

【答弁 2-③】

「介護保険との併給に関する障害福祉サービス利用者への案内」について、ご答弁いたします。

65歳到達により介護保険の適用を受けることとなるかたについては、誕生日の4ヶ月前から介護保険への移行をお知らせしています。

対象者への案内については、市基幹相談支援センターの職員や障害福祉サービスの相談支援専門員、担当圏域の地域包括支援センターの職員が電話や訪問をし、利用者お一人おひとりの状況に合わせ、必要に応じて、障害福祉サービスの利用が可能であることをご案内しています。

次に「サービス支給決定の基準や運用等への市ホームページへの掲載」についてですが、現在、介護保険との併給要件に限らず、障害福祉サービスの支給決定基準や運用については公表しておりませんが、利用者やご家族のかたに分かりやすくご案内できるよう、他の自治体の基準等を参考に、市ホームページなどでの公表に向け

た検討を進めているところです。

以上でございます。

ありがとうございます。

制度の分かりやすい「見える化」を図っていただきますよう、よろしく願いいたします。

2-④

また、先の委員会では、予算との兼ね合いで、サービス給付を考えねばならない、というような市の見解を示されました。

まずは具体的にどのような試算がおこなわれたのか、お示してください。

【答弁 2-④】

「財政的な影響にかかる具体的な試算」について、ご答弁いたします。

先の民生常任委員会でもご答弁いたしました。もともと障害福祉サービスを利用されていたかたについては、介護保険移行後に介護保険サービスのみでは、これまで支援を受けていたサービスが確保できなくなる場合に併給の必要性が生じます。一方で、既に介護保険サービスを利用されているかたは、介護度が上がることにより、新たに障害者手帳を取得され併給を希望された場合には、新たに障害福祉サービスの利用者となります。

試算については、障害福祉サービスと介護保険との併給要件を緩和し、介護認定の介護度が要介護5で、介護保険サービスの訪問介護利用者が新たに障害福祉サービスの居宅介護サービスを利用することとなった場合を想定して算出しました。

試算結果についてですが、令和3年7月現在で要介護5の人数は580人ですが、このうち新たに障害福祉サービスとの併給が必要となる可能性が高い介護保険の訪問介護利用者は180人でした。仮に、この180人の全員が障害福祉サービスの居宅介護サービスを利用すると仮定し、現在の併給者で支給決定が最も少ないかたと同等の月15時間の利用とした場合で、年間2億1461万8000円の自立支援給付費が新たに必要となる結果となりました。

以上でございます。

現在、要介護5の人が、全員、介護保険の訪問介護から、障害福祉サービスの居宅介護サービスを利用する、と言う仮定での試算は、現実的ではありません。現在の併給者がどれくらいいて、その給付費はどれくらいなのか、またその併給者のうち、今後の併給を認めないと伝えた人がどれくらいいて、もし給付を継続していたら、どれくらいの試算になるのかなども、明確にさせていただきたかったと思います。

財源確保は大きな課題ですが、65歳まで障害福祉サービスを受けながら、生活や社会参加できていた人が、65歳になれば、サービスが十分受給できないために、生きていけない、という状況になってはならないと思います。

2-⑤

障害者が高齢になり、より支援が必要なときに、地域で自分らしく暮らすために必要なサービスを受けることは大変重要ですが、この件についてのNプランや障害福祉計画における理念を問います。

【答弁 2-⑤】

「ノーマライゼーションの理念」について、ご答弁いたします。

本市の第3次箕面市障害者市民の長期計画において、ノーマライゼーションの理念を「すべての人が社会の構成員として尊重され、地域で共に暮らすことができる社会こそが、当たり前の社会である」としています。

また、第6期箕面市障害福祉計画の基本目標において、「障害者が生涯にわたり、安定的かつ継続的な生活を営むためには、自己選択・自己決定に基づく当事者本位の支援が重要です。こうした個々の支援の積み重ねは、地域社会全体の『ノーマライゼーション』へとつながります」としています。

以上でございます。

是非、本市の「ノーマライゼーションの理念」に沿った施策や、現場での執行を

お願いします。

日本弁護士連合会は、「介護保険法は、高齢者のADL（日常生活動作）の能力を維持したり高めて、支援を受けることなく『独力』で生活できることを『自立』と理解するのに対して、権利条約を基礎として国際的に理解されている障害のある人の『自立』は、積極的に公的支援も活用しながら生き生きと主体的に社会参加することであり、根幹において相反する基盤に立っている」という指摘をおこなっています。

また国は十分な財政支援をおこなわずに、自治体任せにしていることも根幹にある課題であると認識しています。是非、国に対しても、しっかりと予算措置を行うように強く求めていただきたいと要望しまして、この項目の質問を終わります。

2項目めに、箕面駅前地区の活性化について質問いたします。

2-1

1点目に、駅前広場の再整備と運営について伺います。

9月から駅前広場の花壇等、構造物の撤去及び観光バス用駐車場の整備工事がおこなわれています。工事は日中だけではなく、夜間10時～明朝の6時までの時間帯にも行われるというものでした。季節的に網戸にしていた家があったと思います。

この工事目的等の事前説明について、駅前ロータリーのごく周辺の住宅や店舗をはじめ、近隣の自治会長への説明は行われたようですが、自治会に加入していない世帯もあるでしょう。またマンション管理組合などへの、説明やチラシ配布等は、どう対応されたのでしょうか。

【答弁 2-1】

「箕面駅前ロータリー整備工事の周知」について、ご答弁いたします。
市が道路工事を行う際には、地元自治会に対し工事概要等の説明を行ったうえで、

施工業者が工事エリアの沿道住民に対してチラシを配布するなど工事PRを行っています。さらに、現地周辺に工事案内看板を設置することで、広く周知を行っているところです。

なお、工事概要等の説明は市の「自治会マップ」に掲載されている自治会を対象としていますが、周辺の管理組合等からご要望があった場合には、適宜対応を行っています。

以上でございます。

今後のことになりますが、自治会に加入していない世帯は50%以上あるわけですから、予め影響を及ぼすことが明確なエリアに配慮した対応をお願いしておきます。

2-1-1

2007年に策定された「箕面駅周辺の公共施設整備計画」では、駅前は「みのおの玄関口」であり、旧噴水部分は、芝等の緑の広場として整備するというものでした。

しかし、今回の工事では、タクシーの待機スペースの東側にあった低木の植栽帯が撤去されています。これは別の場所に復元されるのでしょうか。

また緑が減り、無機質なアスファルトが一面に広がった光景について、市民の方々からは、非常に残念がる声や、何故このような駅前広場に変えたのか、説明をして欲しいという声が上がっています。

箕面駅周辺整備計画は、市民参加の懇話会を何度も開催し、策定されたものです。

駅前ロータリーの花壇については、これまで草茫茫状態の時があり、市民からは、もっと緑が美しい状態での管理を求める要望が寄せられていました。しかし、この度はロータリーを全部撤去してしまったことへのショックが地域住民や駅利用者の中に広がっているように思います。

市は、この度のバス駐車場整備によって、箕面駅周辺整備計画の内容を変えてしまうこと、市の玄関口にふさわしい駅前のありようや緑を大切に作る箕面らしさといった部分について、どのように検討されたのでしょうか。

以上、あわせてご答弁を求めます。

【答弁 2-1-1】

「低木の植栽帯の撤去及び市の玄関口にふさわしい駅前への検討」について、ご答弁いたします。

まず、「低木の植栽帯の撤去」についてですが、駅前ロータリーの整備にあたり、「観光バスの駐停車スペース」と「タクシーの待機場スペース」に必要な面積を確保するため低木の植栽帯を撤去したもので、復元する考えはありません。

次に、「市の玄関口にふさわしい駅前への検討」についてですが、箕面駅前は、毎年、150万人もの観光客が訪れる市の玄関口であることから、観光バス駐車場を整備し、大日橋園地の観光バス乗降場から滝道をワンウェイで楽しんでいただくなど、より多くの方に箕面の観光を楽しんでいただけるものと考えています。

また、今回の整備では、年齢、障害の有無にかかわらず、すべての方に駅前をスムーズに利用していただくため、「障害者用車両の乗降バース」の設置工事を進めたもので、今回の整備工事においてまさに市の玄関口にふさわしいものになると認識しています。

以上でございます。

「障害者用車両の乗降バース」については、何年も前から当事者団体が求めてきたものであり、私を含め議会からも要望してきました。ようやく実現したことについては感慨深いものがありますが、乗降バースができたことと、花壇や緑地帯がなくなったこととは、別ものであると指摘しておきます。

2-1-2

では次に、観光バス駐車場の運営についてお聞きします。

観光バスはオールシーズン駐停車できる、とのことですが、事前予約の受付はどこが担うのでしょうか。

料金についてですが、大日駐車場は1日3000円ですが、箕面駅前に整備され

る新たな駐車場の利用料金は無料とのことでした。その理由について、説明をお願いします。

また観光バスが利用しない時のスペースの活用などは検討されているのでしょうか。

【答弁 2-1-2】

「観光バス駐車場の運営」について、ご答弁いたします。

まず、「駅前観光バス駐車場の受付方法」についてですが、事前予約制とし、箕面営業室が受付を行います。

次に、「駅前駐車場の駐車料金を無料にする理由」についてですが、これまで、箕面公園を訪れる観光バスの多くは、大日駐車場を利用し、観光客は大滝周辺のみ短時間で、観光し、次の目的地へ向かうツアーが中心でした。

そこで、箕面駅前にも観光バス駐車場を整備し、箕面大滝から箕面駅前までの滝道を、ワンウェイで歩いて楽しんでいただく「滝道ワンウェイ観光」を積極的にPRすることで、滝道の店舗や駅前商店街の活性化につなげていきたいと考えています。

このため、観光バスの駐車料金については、これまでと同様、大日駐車場を1回3000円の有料とし、駅前駐車場は無料とすることで、駅前駐車場の積極的な利用を喚起していきたいと考えています。

次に、「観光バスが利用しない時のスペースの活用方法」についてですが、現在、検討しているところです。

以上でございます。

2-1-3

次いで、この事業の費用対効果について質問します。

この工事は、「障害者用車両の乗降バース」の整備も含まれていますが、この工事費用を除いた観光バス駐車場事業費はおよそどれくらいでしょうか。

これまで箕面大滝を観光するバスは消防署の駐車場を利用していたということで

したが、利用していた観光バスの台数について、過去の実績を教えてください。

滝道の活性化や、観光客の回遊性を向上させることがこの事業の目的であると同っていますが、過去の観光客数（滝道、商店街への入込数など）について、実績を教えてください。

また活性化をはかり、観光客数をどれくらい増やせるのか、その目標数をお教えください。

また滝道や商店街などの活性化における経済効果の試算はおこなわれているのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

【答弁 2-1-3】

「本事業の費用対効果」について、ご答弁いたします。

まず、「障害者乗降用バースを除いた整備事業費」についてですが、約2,130万円です。

次に、「過去の観光バス駐車場の利用実績」についてですが、箕面駅における観光バスの年間駐車台数は、平成29年度42台、平成30年度38台、令和元年度44台、令和2年度18台です。

次に、「滝道及び商店街における観光客数の実績」についてですが、11月の土・日・祝日における「一の橋」の1日平均の入込数は、平成28年度8,606人、平成29年度6,049人、平成30年度10,944人、令和元年度8,363人、令和2年度7,336人、同じく11月の土・日・祝日における「本通り商店街」の1日平均の入込数は、平成28年度3,057人、平成29年度2,576人、平成30年度3,942人、令和元年度3,332人、令和2年度2,892人です。

次に、「観光客数の増加目標数及び経済効果の試算」についてですが、観光バスを活用した滝道観光については、すでに観光バス会社や旅行会社に積極的にPRしているところですが、観光バス会社等からは、旅行者の健康に対する関心の高まりの中で、滝道を片道ワンウェイで歩いて楽しむツアーは、需要が見込まれ、期待できるとのお声をいただいています。また、滝道沿道のお店はもとより、箕面駅周辺の商店街でも、お買物を楽しんでもらえる様、お客様の回遊性を図って参ります。

一方で、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、インバウンド向けのツアーを含め、新たなバスツアーの実施は難しいともお聞きしており、市としては、観光バス会社等に対して、ワクチン接種を済まされた方、PCR陰性証明をお持ちの方等を対象とした優遇プランに関する事例紹介等の提案とともに、箕面へ是非ご来訪いただけるよう、働きかけているところです。

新型コロナウイルス感染症の感染状況が今後、どのようになっていくか、見通しが難しいなかで、現時点で観光バスの駐車台数や観光客数の目標設定、経済効果の試算は困難ですが、4年後に開催される大阪・関西万博を見据え、またコロナ後の観光需要に 대응するため、今後も引き続き、観光バス会社等へのPRを積極的に行っていきます。

以上でございます。

担当職員の方は、バス会社や観光会社などに積極的に営業をかけておられると承知しています。また、これまでも箕面営業室では、観光シーズンの休日にはや祝日には箕面駅前で地域の観光やグルメマップを配っておられたので、商店街など駅前周辺は大いに賑わっていました。これまでもオンシーズンの活性化に向けた工夫や活動を続けてこられました。また、箕面駅前ロータリー整備事業は、2130万円を投資し、ロータリーの形も変えたのですから、事業目的に沿った数値目標を設定し、公表すべきであると指摘させていただきます。

2-1-④

箕面駅前施設の管理について質問します。

2008年の駅前整備時に、回遊性をはかる目的で、みのお本通り商店街入口にいざなうためのシンボルとなるゲートが建てられました。ゲートの柱の上部にはもみじを象った飾りが施され、夜間に灯りが点るとややレトロでモダンな風情を楽しめる仕様でした。しかしここ数年は、経年変化からか、その飾りが脱落している部分が増えてきました。見た目の印象が悪く、おもてなしの心が薄れている感じがします。

これらの修理は行われるのでしょうか。また修理するとすればどれくらいの予算が必要なのでしょうか。

【答弁 2-1-4】

「箕面駅前施設の管理」について、ご答弁いたします。

みのお本通り商店街の入口にある通称「ウェルカムゲート」の柱上部の飾りについては、現地を確認したところ、経年劣化等による飾りの脱落が見受けられますが、事故等の危険性も低く優先順位が低いことから、現時点で早急に修理を行う必要はないものと判断しています。

以上でございます。

メンテナンスを考慮したデザインや設計が大事であると感じます。

駅前の美観については、優先順位が低い、ということで確認いたしました。

2-2-1

2点目に、みのおサンプラザ1号館について質問いたします。

「新改革プラン」における公共施設の再配置を検討している所管部署はどこになるのでしょうか。

これまで、議会のご答弁では、特命チーム、市教育委員会とともに全体調整が図られる、とのことでしたが、そのための会議は、これまで何回くらい行われているのでしょうか。

みのおサンプラザ1号館の建替え決議がなされなければ前には進まない、とのことですが、それにしても箕面市としての方針は必要であり、検討は進んでいるはずで。

どの程度のスケジュール感で、今後、全体調整が進められるのでしょうか。

【答弁 2-2-1】

「みのおサンプラザ1号館の調整状況」について、ご答弁いたします。

まず、「箕面市新改革プランにおける施設の再配置構想の所管部署」についてですが、再配置の具体的な検討は各施設の所管部局が行い、プラン全体の総括と進捗管理は総務部行財政改革推進室で行っています。

次に、「庁内部局等との全体調整」についてですが、現在、みのおサンプラザ1号館の建替検討において、事業協力者が各区分所有者と面談し、建て替えた場合の床の再取得の意向などの聞き取りを行っている状態であり、市が取得する公共床面積は確定していません。

市が取得する公共床面積が確定し、サンプラザ1号館に再配置すべき施設の最終（案）の整理を行う際、必要に応じて「新改革プラン」の担当部署と調整することとなりますので、現時点で全体調整のための会議は実施していません。

次に、「全体調整のスケジュール感」についてですが、みのおサンプラザ1号館の建替決議については、当初、令和3年度の8月頃を予定していましたが、コロナ禍の影響により、前回の区分所有者集会では、令和4年の4月を目標とするよう変更されています。

以上でございます。

2-2-2

現在、みのおサンプラザに、箕面市名義で保有している総床面積をお伺いします。またそのうちの1階、2階部分で保有しているのは何㎡でしょうか。

事業協力者の公募時に、市が作成したモデルプランの公共床900㎡には、具体的にどのような配置を想定し、900㎡としたのでしょうか。

（900㎡のなかに、大会議室やギャラリー、音楽スタジオ、郷土資料館は含まれているのでしょうか）

新しく建設予定の建物における公共床は、モデルプランによると、1フロア分（約900㎡）を想定しているようですが、上記の検討如何では、公共床の部分をさらに増やすという選択肢はあり得るのでしょうか。

【答弁 2-2-2】

「みのおサンプルザ1号館の公共床」について、ご答弁いたします。

まず、「市が保有する公共床の面積」についてですが、全体の専有面積は5,557.07平方メートルで、そのうち1階、2階は517.15平方メートルです。次に、「モデルプランにおける面積の想定」についてですが、そもそもモデルプランは、建替える際に周辺環境との調和や山なみへの配慮の観点から、「どの程度の規模感の建設行為まで許容できるか」の検討と「公開空地の確保等、事業実施によるメリット」など、都市計画やまちづくり推進条例等の物理的な検討と併せて、建替え事業の可能性があるかないか、成り立つ可能性があるかを検討したしたものです。

事業費を生み出すために住宅を4階以上に配置し、従前店舗の概ね8割程度が戻れるスペースとして1階、2階を商業床としたことから、モデルプランにおいて公共床として確保できるのは3階の1層分、900㎡程度と想定したものです。従いまして、個別具体の施設配置について検討する趣旨のプランではありません。

次に、「公共床をモデルプランから増やすことがあり得るのか」についてですが、各公共施設に真に必要な面積の精査及び、みのおサンプルザ1号館を建て替えた際の公共施設に再配置すべき施設の整理の検討結果と、事業協力者の建替プランにおける市が取得可能な床面積を見据え、市が取得すべき床面積を今後検討してまいります。

以上でございます。

2-2-3

「みのお文化・交流センター」部分の必要床についての精査は、いつ頃を目途として、検討を進めているのでしょうか。また必要床の検討は、何をもとに行われているのでしょうか。利用実績なののでしょうか。何をどう精査するのかについて説明を求めます。

また、まずはみのお文化・交流センターの利用者である市民の声を聴く機会を設けていただきたいのですが、いかがでしょうか。市民ニーズを掴んだうえで、必要

な床を検討する、という考えはないのでしょうか。(パブリックコメントのための素案をつくる前に、市民の声を聴くべきではないか、という意味)

年に、みのおサンプルザ1号館を改修し、公共施設の再配置をおこなった際には、不十分でありましたが、公聴会が開かれました。

意思形成段階に市民の声を反映させるべきであると考えますが、いかがでしょうか。

ご答弁を求めます。

【答弁 2-2-3】

箕面文化・交流センターの必要床の検討」についてご答弁いたします。

先にご答弁したとおり、建替決議までに、みのおサンプルザ1号館を建て替えた際の公共施設の再配置案を検討し、併せて市が取得すべき床面積を検討することとしています。

議員お尋ねの「箕面文化・交流センターの必要床の検討」についても、その再配置案の一つとして、現在の利用状況などを勘案しながら、必要な床面積を検討していきたいと考えています。

なお、予定どおりスケジュールが進めば、令和4年4月頃の建替決議がなされた後に、市の案を提示し、パブリックコメントにより市民の皆さまからご意見を聴取する予定です。

以上でございます。

2-2-4

「必要床の検討」について、現在の利用状況を勘案しながら検討される、とのことですが、利用しやすい市民活動の場を確保することが、引きこもり対策や健康増進、フレイル対策にもなり、それが医療費や介護保険給付費等の抑制に繋がるという副次的効果についても考慮して検討いただけるのでしょうか。

【答弁 2-2-4】

「必要床の検討」について、ご答弁いたします。

まず、「利用しやすい市民活動の場の確保が、健康増進、医療費や介護保険給付費抑制に繋がることを考慮するのか」についてですが、条例の趣旨のとおり、市民の交流による地域の活性化に資するものとなるよう検討していきたいと考えています。

以上でございます。

以上で、私の質問は終わりです。

箕面文化・交流センターが、どのように再整備されるのだろうかと気を揉んでおられる市民が大勢おられます。

箕面市立文化・交流センター条例では、ただ今ご答弁いただいた趣旨とともに、センターがおこなう事業として、市民が学習・発表・交流することや、子どもの健全育成、多世代の市民交流や本市の自然・歴史・観光などについて、情報発信や機会を提供することなどが挙げられています。

このような目的が、しっかり達成できる施設としての整備を期待して、一般質問を終わります。